特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松茂町長

公表日

令和6年3月6日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務(認定、利用者負担額の算定、給付費の支給、各種届出に関する確認)
③システムの名称	・障害者福祉台帳システム(自立支援医療給付システム、障害福祉サービスシステム、補装具費支給管理システム、地域生活支援福祉システム、日常生活用具支給管理システム)・中間サーバー ・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル	Š
障害者福祉事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 第84項 番号法別表第一主務省令 第60条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会】第108、109、110項 【情報提供】第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	松茂町福祉課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8713

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	5年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	和5年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転		フークシステムを通り					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	<u></u> 图監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	公表日	平成27年12月8日	平成30年7月19日	事後	
平成30年7月19日	I −1 ③システムの名称		・障害者福祉台帳システム(自立支援医療給付システム、障害福祉サービスシステム、補装具費支給管理システム、地域生活支援福祉システム、日常生活用具支給管理システム)	事後	
平成30年7月19日	I -5 ①部署	町民福祉課	福祉課	事後	
平成30年7月19日	D年7月19日 I −5 ②所属長 町民福祉課長		福祉課長	事後	
平成30年7月19日	30年7月19日 II - 1 いつ時点の点数か 平成27年12月1日時点		平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月19日	7月19日 II - 2 いつ時点の点数か 平成27年12月1日時点		平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	_	リスク対策	事前	
令和5年12月28日	I-4 ②法令上の根拠	【情報提供】第16、26、56の2、57、87、10	番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会】第108、109、110項 【情報提供】第8、11、16、20、26、53、56 の2、57、87、108、116項	事後	
令和5年12月28日	Ⅱ-1 いつ時点の点数か	平成30年7月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年12月28日	Ⅱ-2 いつ時点の点数か	平成30年7月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	